入居者の利用料金について (1割負担)

30日月の場合 単位・円

令和1年10月1日から

要介護度に応じた基本料金・加算	外金 × 30日	+ 食事 +	居住費
-----------------	----------	--------	-----

要介護法				↑金 × 30日	+ 食事 + 居				単位:円
介護度	基本料金	その他加算料金	30日分	処遇改善加算(8.3%)	特定処遇改善加算(2.7%)	階層	食費(30日)	居住費(30日)	合 計
要介護1		66	21,120	1,753	570	第1階層	9,000	24,600	57,043
	638					第2階層	11,700	24,600	59,743
	030					第3階層	19,500	39,300	82,243
						第4階層	41,760	60,180	125,383
要介護2	705	66	23,130	1,920	625	第1階層	9,000	24,600	59,274
						第2階層	11,700	24,600	61,974
	705					第3階層	19,500	39,300	84,474
						第4階層	41,760	60,180	127,614
要介護3		66	25,320	2,102	684	第1階層	9,000	24,600	61,705
	770					第2階層	11,700	24,600	64,405
	778					第3階層	19,500	39,300	86,905
						第4階層	41,760	60,180	130,045
要介護4	846	66	27,360	2,271	739	第1階層	9,000	24,600	63,970
						第2階層	11,700	24,600	66,670
						第3階層	19,500	39,300	89,170
						第4階層	41,760	60,180	132,310
要介護5	913	66	29,370	2,438	793	第1階層	9,000	24,600	66,201
						第2階層	11,700	24,600	68,901
						第3階層	19,500	39,300	91,401
						第4階層	41,760	60,180	134,541

介護保険関係料金

- *栄養マネジメント加算(14円)
- *個別機能訓練加算(12円)
- *サービス提供体制加算 I ィ(18円)
- *看護体制加算 I (口) (4円)
- *介護職員処遇改善加算
- *特定処遇改善加算
- *夜勤職員配置加算Ⅱ口(18円)

(該当の方のみ)

- *初期加算(30円)
- *外泊時加算(246円)
- *療養食加算(18円)
- *看取り介護加算(I)
- *低栄養リスク改善加算(300円/月)()は一日あたりの額

介護保険外料金

- *家族会費6,000円(年)
- *金銭管理サービス費3,600円(年)

第一階層

*市町村税非課税世帯であり、老齢福祉年金 受給者・生活保護受給者

第二階層

・市町村税非課税世帯であり、年金収入額と合計所得金額の合計が80万円未満の方

第三階層

・市町村税非課税世帯であり、第2階層以外の方

第四階層

・上記以外の方

一日当たり 単位:円

	<u> </u>	<u>- 7 平 </u>			
	食費	居住費			
	及貝	ユニット個室			
第一階層	300	820			
第二階層	390	820			
第三階層	650	1,310			
第四階層	1,392	2,006			